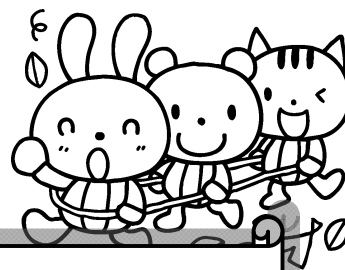


平成24年度

横浜市保育所入所案内



保育所とは？

保護者が働いていたり、病気などのために家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育する児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

このしおりには、**認可保育所の入所申込み**に関する手順や必要な書類などについて重要なことを記載しています。よくお読みのうえ、お申し込みください。

もくじ

1 保育所に入所できる方	P 1	10 長時間保育	P 5
2 申込方法	P 2	11 時間延長サービス	P 5
3 申し込みに必要な書類	P 2	12 入所選考基準	P 6
4 入所選考	P 3	13 認可保育所 Q & A	P 8
5 入所までの流れ	P 4	14 その他の保育施設について	P 11
6 保育料	P 4	15 認可保育所での一般サービス	P 14
7 給食	P 5	16 市立保育所の民間移管について	P 15
8 障害児保育	P 5	17 お問い合わせ先	P 16
9 保育時間	P 5	コラム 保留児童と待機児童	P 13

1 保育所に入所できる方

保護者が、次のような理由で、お子さんを保育できないときに申し込むことができます。

ただし、保護者に代わって、同居の祖父母などが保育できるときは、保育所に入所できない場合があります。同居の65歳未満の親族がいる場合、その全員が保育できない理由が必要です。

保護者の状況	入所できる期間
会社や自宅を問わず、1日4時間以上、月16日以上働いているとき	最長、就学前まで
出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産前産後各8週間
病気や障害のため保育が困難なとき	療養を必要としなくなるまで
病人や障害者を介護しているとき	介護を必要としなくなるまで
大学や職業訓練校、専門学校などに通っているとき	通学期間中
仕事を探しているとき	3か月間
育児休業が終了し、仕事に復帰するとき※	最長、就学前まで
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	必要な期間

※ 育児休業中の申込み

- ・ 育児休業中は保育に欠ける状況ではないので申し込みません。
- ・ 育児休業明けの入所可能日は、育児休業の終了する日の属する月の1日以降です。

(例えば4月1日入所可能の方は、4月1日～4月30日の間に育児休業が終了する方です。5月1日までに復職しないと退所になります。復職後、2週間以内に「復職証明書」をご提出いただきます。)

2 申込方法

(1) 平成24年4月1日から6月の入所を希望される場合

申し込みは、**保育所の所在地**の区福祉保健センターで、受け付けています。

必要書類をそろえてお申し込みください。複数の区にまたがって申し込む場合は、各区福祉保健センターへの申し込みが必要です。

※ **申込方法等詳細は**、ご希望の園のある区の入所案内でご確認ください。申込の締切日は、全区共通です。一次選考をしても定員に満たなかった場合、二次選考を行います。

入所月	締切日	入所月	締切日
24年4月(一次)	23年12月9日(金)	24年5月	4月10日(火)
4月(二次)	24年2月28日(火)	6月	5月10日(木)

(2) 平成24年7月1日以降の入所を希望される場合

申し込みは、**お住まいの区**の区福祉保健センターで、受け付けています。

必要書類をそろえてお申し込みください。複数の区にまたがって申し込む場合も、お住まいの区福祉保健センターで受け付けます。

※ **申込方法等詳細は**、**お住まいの区**の入所案内でご確認ください。締切日は、全区共通です。

入所月	締切日	入所月	締切日	入所月	締切日
24年7月	6月8日(金)	24年10月	9月10日(月)	25年1月	12月10日(月)
8月	7月10日(火)	11月	10月10日(水)	2月	1月10日(木)
9月	8月10日(金)	12月	11月9日(金)	3月	2月8日(金)

(3) 市外の保育所を希望するときは、お住まいの区福祉保健センターにお申し込みください。

(4) 原則、入所月の1日から入所になります。

(5) 保育所の入所に関するお問い合わせ先は P.16 をご参照ください。

3 申し込みに必要な書類

(1) 全ての方が必要な書類

1	保育所入所申込書	裏面の補助票も忘れずにご記入ください。	
2	保育所入所理由申立書	申請理由により裏面のタイムスケジュールもご記入ください。	
3	☆保育できないことを証明する書類	保護者等の方の状況により必要な書類が異なります。詳細は3ページの表でご確認下さい。	
4	税額の証明書 ※税額が0円でも提出してください。	給与所得のある方	平成23年分源泉徴収票
		確定申告される方	平成23年分確定申告書(控) ※原則税務署の受理印または受信通知のあるもの

(2) 状況により必要な書類 必要な方のみ提出してください。

	必要な書類	その書類が必要な方
1	在園証明書、契約書等証明資料 卒園証明書	認可保育所以外に有償で預けている方 (調整指数一覧表を参考にして下さい)
2	平成23年度住民税課税証明書 ※平成23年1月1日現在の住所地の市町村が発行するもの。	平成23年1月2日以降に横浜市に転入した方

☆ 保育できないことを証明する書類 ☆

- ※ 保護者等の方の状況により必要な書類を提出してください。
- ※ 65歳以上の方を除き、同居されている親族全員の書類が必要です。
- ※ 証明書類の提出がない場合には、入所選考時に求職者と同様の扱いとなります。

保護者の方の状況	必要な書類
雇用されている方	「雇用証明書」
雇用が内定している方	「雇用(予定)証明書」
自営業の方	「就労申告書」
保護者が病気の時	診断書（保育が困難なことが記載されたもの）
病人や要介護者を介護しているとき	・(介護の場合) 病人の診断書、または要介護なことが分かるもの ・(通所(通学)付き添いの場合) 通所(通学)証明書
保護者が心身障害の時	障害手帳の写し（手帳番号・本人欄・障害名が確認できる部分の写し）
産前産後	母子健康手帳（表紙と出産予定日の確認できる部分の写し）
学校に通っているとき	在学証明書、および時間割のわかる資料

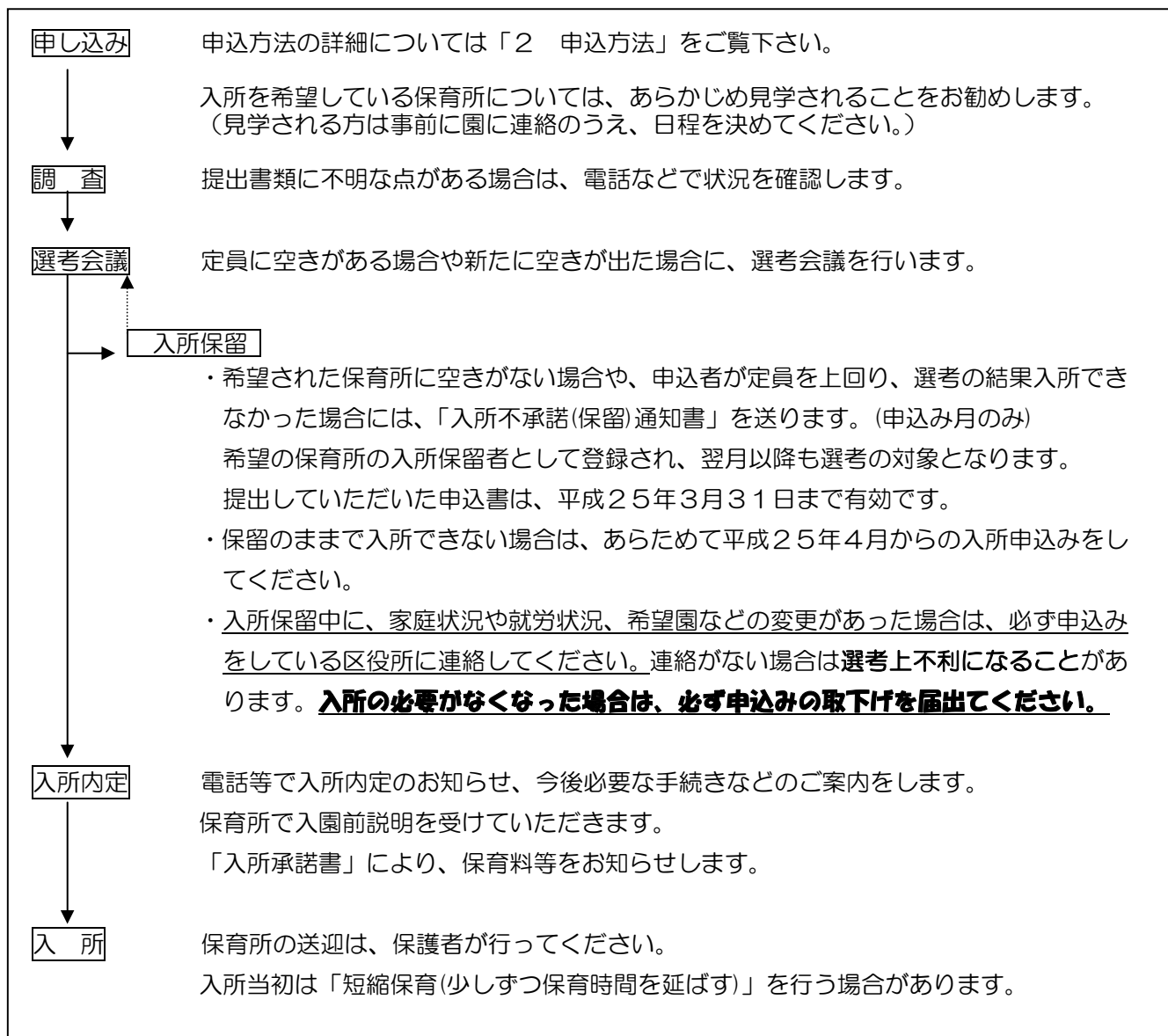
- ※ 原本の返却を希望される方は、原本と一緒に写しもお持ち下さい。
- ※ 上記の様式類及び記入例については横浜市こども青少年局のホームページからダウンロードできます。

4 入所選考

- (1) 横浜市の入所選考基準に基づき、保育の実施会議で入所者を決定します。
(入所の選考基準については、適正かつ公平な選考に努めるため、定期的に基準の見直しを行っています。)
- (2) 入所選考基準はP6～7に掲載しています。
- (3) 4月1日付入所の可否については、2月下旬にお知らせします。
年度途中の随時受け付けについては、随時連絡（毎月21日以降）をいたします。
- (4) 正式な選考結果は「入所承諾書」または「入所不承諾（保留）通知書」でお知らせします。
- (5) 複数の園に申込みをしている場合に、希望園の中のいずれかの園で内定となった場合、他の園への申込みの効力はなくなります。複数の区にまたがる場合も同様です。内定した園以外の保育所を引き続き希望するときは、別途申込みが必要となります。その場合、きょうだい児を除いて、原則、翌月から選考対象となります。
- (6) 24年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス (実施年齢)	生年月日
0歳	平成23年（2011年）4月2日～
1歳	平成22年（2010年）4月2日～平成23年（2011年）4月1日
2歳	平成21年（2009年）4月2日～平成22年（2010年）4月1日
3歳	平成20年（2008年）4月2日～平成21年（2009年）4月1日
4歳	平成19年（2007年）4月2日～平成20年（2008年）4月1日
5歳	平成18年（2006年）4月2日～平成19年（2007年）4月1日

5 入所までの流れ



6 保育料

(1) 決定方法等

- 保育料は世帯にかかる前年の所得税額等とお子さんの年齢によって決定します。
*保育料の決定の基となる課税額は、配当控除、外国税額控除、住宅取得(等)特別控除(いずれも税額控除)が控除される前の金額を用います。
- 保育料表は市のHPに掲載しています(P16⑤)。4月からの保育料は3月下旬に決定します。
24年度の保育料等については、「横浜市保育料等のあり方検討委員会」の提言等を踏まえ、現在検討中です。
- 所得税額が0円の場合は、前年度の市民税額で決定します(前々年の収入)。
- 月の途中で、入所または退所した場合は、保育料が日割となる場合があります。
- 保育所または幼稚園等に2人以上のお子さんが入所した場合、きょうだい児減免があります。

(2) 支払方法等

- 原則、口座振替でお支払いいただきます。振替日は毎月28日です。
(金融機関が休業日の場合は、年末を除き、翌営業日となります。)
- 口座振替のお申し込みは、お子さまおひとりにつき一枚を金融機関へご提出ください。
- 世帯の負担能力に著しい変動が生じ、保育料の支払が困難となる等、一定の条件を満たす場

合には、費用負担の軽減を図る制度があります。詳しくは区福祉保健センターにご相談ください。(育児休業や自己退職、転職等は軽減の対象にはなりません。)

※ 各月末までに保育料の納付がないときは、督促状や催告書の送付のほか、財産の調査(金融機関や勤め先への照会等)や差押の滞納処分を行うことがあります。

7 給食

3歳未満は完全給食、3歳以上は副食給食(おかずのみ)を実施しています。

* 全年齢児童の完全給食を実施している保育所もあります。その場合、保育所が3歳以上の主食代を別途徴収します。

8 障害児保育

障害のあるお子さんの入所希望については、申し込む前に、あらかじめ区福祉保健センターにご相談ください。

9 保育時間

朝延長	7:30	朝長時間	夕長時間	18:30	夕延長
時間延長サービス (利用料徴収)		長時間保育	原則保育時間 8時間	長時間保育	時間延長サービス (利用料及び実費徴収)

- ・ 保育時間は上図のように原則時間、長時間、延長サービスに分かれています(月～金)。
- ・ 長時間保育は追加の料金はかかりません。
- ・ 時間延長サービスは保育料とは別に利用料等がかかります。
- ・ 各施設の保育時間については、各区の保育所一覧表で確認してください。

10 長時間保育 (届出制)

8時間の原則保育時間を越えて7:30～原則保育時間開始まで、原則保育時間終了後～18:30の時間帯(最大11時間)に実施する保育です。

(1) 届出書は保育所に直接提出してください。

※ 保育時間の問い合わせについては、保育所に確認ください。

(2) 長時間保育が利用できない場合は以下のとおりです。

- ア 保護者の勤務と通勤時間が、長時間保育時間帯までに満たない時
- イ 保護者が育児休業中の時
- ウ 同居親族(18歳～64歳)の誰かが求職中の場合

☆ お買い物、美容院、きょうだいのおけいこごと等の理由で、長時間保育を使うことはできませんのでご注意ください。

11 時間延長サービス (事前登録制)

7:30以前と18:30以降の保育を「時間延長サービス」として実施します。利用料と間食(おやつ)代・夕食代をご負担いただきます。

- (1) 時間延長サービスの利用料として30分あたり月額1,700円をご負担いただきます。
- (2) 変則勤務等により、あらかじめ利用日数が月10日間以内であることがはっきりしている場合は、利用料及び間食(おやつ)代・夕食代を半額とします。
- (3) 2人以上のお子さんが時間延長サービスを利用する場合、利用料を減免し、保護者負担を軽減します(間食(おやつ)代・夕食代は減免になりません)。
- (4) 利用料は、事前登録制のため、利用がなくても利用料をいただきます。
- (5) 園によって実施の有無、詳細は異なりますので、各保育所にお問い合わせください。

12 入所選考基準

(基準の考え方)

* ランクはA B C D E F G H I の順に入所の順位が高いものとします。

* 選考に当たっては、下の基準表に基づきA～Iの順に区分し、「その他の世帯状況」とともに総合的に保育に欠ける程度を判定し、入所承諾の順位を判断します。

* お父さん・お母さんが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。

* 同居している祖父母等の親族が65歳未満の場合、保育可能な方とみなします。その場合、保育できないことを証明する書類を提出することが必要です。

* 児童福祉の観点から保育に欠ける児童については、この選考基準を基に別途に選考します。

* 居宅外・内労働は原則として昼間4時間以上、月16日以上労働していることが前提です。

お父さん・お母さん(※1)が保育できない理由・状況		ランク	その他の世帯状況
1 居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月20日以上かつ週40時間以上、働いている。	A	【ランクアップ項目】 ①から⑤は各項目1ランクずつ、⑥は2ランク、最高で2ランクまでアップします。 ※左記「9ひとり親世帯等」が適用される場合はランクアップしません。 ①ひとり親世帯等
	月20日以上かつ週35時間以上40時間未満、働いている。	B	
	月16日以上かつ週24時間以上、働いている。	C	
	月16日以上かつ週16時間以上24時間未満、働いている。	D	
	月16日以上かつ週28時間以上の仕事に内定している。	E	
	月16日以上かつ週16時間以上28時間未満の仕事に内定している。	F	
2 居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月20日以上かつ週40時間以上、働いている。	B	②生活保護世帯(生活保護世帯において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合に限る) ③生計中心者の失業
	月20日以上かつ週35時間以上40時間未満、働いている。	C	
	月16日以上かつ週24時間以上、働いている。	D	
	月16日以上かつ週16時間以上24時間未満、働いている。	E	
	月16日以上かつ週28時間以上の仕事に内定している。	F	
	月16日以上かつ週16時間以上28時間未満の仕事に内定している。	G	
3 産前産後	お母さんが出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。	G	
4(1) 病氣・けが	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A	④横浜保育室・家庭保育福祉員・横浜市家庭的保育事業・認可乳児保育所等の卒園児(卒園時に在園児以外の子の育児休業中だった方で復職時に申込みをする場合を含む)
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。	C	
	通院加療を行い、月16日以上かつ週16時間以上の安静が必要で保育が困難な場合。	E	
4(2) 障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。	A	⑤在園児以外の子の育児休業のため、横浜保育室・家庭保育福祉員・横浜市家庭的保育事業を卒園前に退所し復職時に申込みをする場合
	身体障害者手帳3級または精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	B	
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	E	
5 親族の介護	臥床者・重症心身障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ週40時間以上保育が困難な場合。	A	⑥在園児以外の子の育児休業のため認可園を退所し、復職時に再入所する場合
	病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週28時間以上保育が困難な場合。	C	
	病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週16時間以上保育が困難な場合。	F	
6 災害復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている。	A	
7 通学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週16時間以上就学している。	E	
8 求職中	求職中(入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。)	H	①～⑥は優先順位ではありません。
9 ひとり親世帯等	ひとり親世帯において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。(求職中の入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。)	A	
10 市外在住(※2)	横浜市内に在住している場合。(転入予定者は除く)	I	
11 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合。	(※3)	

(※1)お父さん、お母さんがいない場合は、その他の保護者。

(※2)市外在住の方は、お父さん・お母さんの保育できない理由・状況に関わらず、「10市外在住」が適用されます。(転入予定者は除きます。)

(※3)当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。

基準日は入所(希望)日の2ヶ月前の実績(就労状況・代替手段としての有償保育施設利用状況等)で決定します。
4月1日入所の場合は、11月末日を基準日とします。

	内容		備考
保育の代替手段 (右記のうち主たるもの1項目のみを適用します)	申込児童を65歳未満の親族に預けている。	-1	
	転園。(転居を伴う場合または、きょうだい同一園に入所希望のための転園は除く。認定こども園からの転園は含む。)	-1	
	横浜保育室、家庭保育福祉員、横浜市家庭的保育事業、認可乳児保育所の卒園児。(卒園時に育児休業をとっており、育児休業明けで認可保育所へ申込み場合も含む)	5	卒園証明書等証明資料がある場合に限りです。
	横浜保育室、家庭保育福祉員、横浜市家庭的保育事業、認可乳児保育所を育児休業のために退園し、復職時に申込をする場合。	5	入所期間のわかる証明資料がある場合に限りです。
	入所申込み時点で保育要件があり、申込児童を[横浜保育室、家庭保育福祉員、横浜市家庭的保育事業、認可保育所、認定こども園]以外へ有償で預けている。(一時保育のみの利用は含まない。親族に有償で預けている場合は除く。)	3	契約書等証明資料がある場合に限りです。
	入所申込み時点で保育要件があり、申込児童を横浜保育室、家庭保育福祉員、横浜市家庭的保育事業へ預けている。(一時保育のみの利用は含まない。)	1	
	児童を職場で見ている。	-1	
	保育の代替手段に関して、上記以外の場合。	0	
世帯の状況	保護者が身体障害者手帳1,2級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1,2級の一つに該当する場合。またはそれと同程度の障害があると認められる心身障害者の場合。	5	元ランクの類型が「障害」以外のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限りです。
	保護者が身体障害者手帳3級以下または精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	3	
	保護者が身体障害者手帳1,2級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1,2級の一つに該当する場合。またはそれと同程度の障害があると認められる心身障害者の場合。	3	元ランクの類型が「障害」のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限りです。
	保護者が身体障害者手帳3級以下または精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	2	
	同居の家族内に身体障害者手帳3級以上・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。)または、同居の家族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。(在宅介護に限る。)	2	元のランクの類型が「親族の介護」のときは加点しません。障害者手帳や介護保険証等証明資料がある場合に限りです。
	別居の家族内に身体障害者手帳3級以上・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。)または、別居の家族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。(在宅介護に限る。)	1	
	継続的な入院等、医療を必要としているきょうだい児の介護を行なっている。(施設入所、通所・通学の付き添いについては含まない。)	3	元のランクの類型が「親族の介護」のときのみ加点します。
通信制大学、通信教育(スクーリング必須)の学生である。	-1		
就労状況	単身赴任。	2	
	両親のうち一方でも毎月2回以上の夜勤を伴う勤務である世帯。	1	両親共に夜勤を伴う勤務の場合でも2倍しません。
	居宅外自営業であるが、職場が自宅と併設している。	-1	
	勤務実績が1か月未満である世帯。	-1	
	元のランクの類型が「居宅内外就労内定」か「求職中」で、継続して3か月以上就労している場合。	1	就労しているが就労日数・時間が保育所入所要件に満たないために「内定」「求職中」となる場合に適用されます。
ひとり親世帯等	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいない場合。	3	
	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいる場合。	1	
元のランクが「9.ひとり親世帯等」の場合	元のランクが「9.ひとり親世帯等」で就労内定の場合。	-2	上2行の点数と重複して適用されます。
	元のランクが「9.ひとり親世帯等」で求職中の場合。	-7	
きょうだいの状況 (いずれかひとつ)	多胎子が同一の保育所に入所を希望する場合。	4	
	在園児以外の子の育児休業のため認可園を退所し、復職時に再入所する場合で、育児休業の対象となったきょうだいが入所を希望する場合。	4	
	既にきょうだいが入所している場合で、同一の保育所に入所を希望する場合。(きょうだいのどちらかの園に転園を希望する場合を含む。)	4	
	既にきょうだいが入所している場合で、きょうだいが入園している園以外の保育所に希望をする場合。又はきょうだい同時に申込みをした場合。(多胎児の同時申請を除く。)	3	

<同一ランク・同一調整指数で並んだときの選考>

※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、以下の順に考慮して選考します。

1	類型間の優先順位(①~⑩の順) ①災害 ②疾病・障害 ③居宅外労働 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥居宅内労働 ⑦居宅外・内労働(内定) ⑧就学等 ⑨出産 ⑩求職中
2	養育している小学生以下の子どもの人数が多い世帯。
3	経済的状況(合計所得金額)が低い世帯。 ※低い世帯を優先。

■■■入所申し込みに関すること■■■

Q1 各保育所の入所状況を確認できますか？

A横浜市子ども青少年局のホームページでお知らせしています。(ヨコハマはびねすぽっと <http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/index.html>)

Q2 保育所は、申し込みれば必ず入所できますか？

A年齢や地域によって入所しやすさに違いがあります。特に0歳から3歳の児童は、申し込みが多く、大変入所しにくい状況です。そのため、希望園を多くするなど、入所できる可能性を高くする方法を是非ご検討ください。

Q3 育児休業中でも保育所の申し込みはできますか？

A育児休業中は「保育に欠ける」状況ではないため、申し込みはできません。ただし、入所できた時には育児休業を繰り上げて終了できる場合には、申し込みができます(雇用証明書上で勤務先からの証明が必要です。)

Q4 求職中でも申し込みはできますか？

A申し込み可能です。入所後3か月以内に就職することが条件となります。就労開始後はすみやかに雇用証明書を区福祉保健センターへ提出してください。

Q5 空きのない園(募集のない年齢)も申し込みますか？

A在園児の退園などで空きが出た場合、それまでに申し込みのあった方が審査の対象となりますので、入所の希望があれば申し込んでください。

Q6 申し込み前に園の見学は必要ですか？

A事前に保育所に連絡のうえ、できるだけお子さんと一緒に見学してください。保育内容や、開園時間内に送迎可能か、送迎用の駐車場があるか、などの点をご自身でご確認ください。園内の見学や保育方針・諸費用についての説明を受けることもできます。

Q7 出生前の予約申し込みはできますか？

A出生届を出された後で申し込んでください。但し、12月下旬以降出産予定のお子さんを、4月1日入所(生後57日到達)で申込む場合のみ「仮申込」ができます。詳しくは、区福祉保健センターにお問い合わせください。

Q8 窓口申し込みに入所希望児童の同伴は必要ですか？

Aお子さんの同伴は必要ありません。

Q9 きょうだい同時の申し込みですが別々の園になることもありますか？

A別々の園になることもあります。申込補助票の所定の欄に希望をご記入ください。

Q10 現在、入所保留中です。平成24年4月入所のために再度申し込みが必要ですか？

A申し込みが必要です。保育園の入所申込みは年度ごとになっています。23年度の申込みは平成24年3月31日、24年度の申込みは平成25年3月31日が有効期限です。また入所保留中に、家庭状況や就労状況、希望園などの変更があった場合は、必ず申込みをしている区福祉保健センターに連絡してください。

Q11 年度途中で2歳になったら、2歳クラスに申し込みできますか？

A申し込みできません。年度途中に入所の場合は年度当初の年齢に応じたクラスに申し込むこととなります。質問の方の場合、1歳クラスの申込みになります。

Q12 横浜市外の保育所を申し込みたいのですが？

A横浜市外の保育園を申し込む場合は、お住まいの区の区福祉保健センターに申し込んでください。あらかじめ希望先の市区町村に締切日や必要書類をご確認のうえ、締切に間に合うよう余裕を持って申し込んでください。

■■■入所申し込みに関すること(記入方法・証明書など)■■■

Q13 申込書には必ず8園書かなければならないのですか？

A申込書には第8希望まで記入できるようになっていますが、8園書く必要はありません。事前に園を見学の上、どの園に決まっても通うことができる範囲で記入するようにしてください。通園可能であ

れば9園以上希望することも可能です。

Q14 きょうだいで申し込みの場合、証明書はきょうだい全員分必要ですか？

A原本は1枚で結構ですが、人数分のコピーをご用意ください。

Q15 郵送による申し込みはできますか？

A 郵送申込をしていない区もあります。各区によって受付方法が異なりますので、各区福祉保健センターへご確認ください。

Q16 複数の区の保育所を申し込みたいのですが？

A 申し込みは各区にお願いします。入所申込書には他区の園もすべて記入の上、他区の園も含めた希望順位をつけてください。平成24年7月以降の入所を新たに希望する場合は、お住まいの区に申し込みください。

■■■転園に関すること■■■

Q18 現在、認可保育園に入所しています。他の園に転園したいのですが？

A 転園の申し込みが必要です。保育できないことを証明する書類については、申し込み時点の最新のものをご用意ください。

Q19 転園の申請は優先されますか？

A 優先されません。同ランクで選考する場合、原則認可保育園に入所していない児童が優先されます。

■■■入所選考に関すること■■■

Q21 (4月1日入所希望の場合) いつの就労実績が基準ですか？ランクはどうなりますか？

A 11月末日の実績が基準となります。実績が無い場合は、「内定」もしくは「求職中」になります。

Q22 (年度途中の入所希望の場合) 6月からの仕事に内定し、7月入所を希望しています。ランクはどうなりますか？

A ランクは入所(希望)の2か月前の実績で決定します。この場合、7月入所希望ですので、5月末には就労の実績がなかったこととなります。そのため「内定」でのランクとなります。

Q23 労働時間を短縮した勤務をしています。ランクはどうなりますか？

A ランクは基準日時点での雇用契約の時間で決定します。このため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児短時間就労により、雇用契約の時間が短縮されている場合は、短縮後の時間によりランクを決定します。一方、育児時間の取得で、雇用契約上の就労時間に変更がない場合は、雇用契約書上の労働時間によりランクを決定します。

Q17 同居の祖父母が現在64歳ですが、雇用証明書の提出が必要ですか？

A 入所希望日時点で65歳以上であれば、雇用証明書など要件確認の書類提出は不要です。入所希望日時点で65歳未満の同居親族がいる場合は、その方が保育できないことを証明する雇用証明書等の提出が必要です。ご提出がない場合は、入所の要件がないと判断し、入所ができません。

ただし、きょうだいが入所している園への申し込みや、転居による場合等は入所していない児童と同等に選考します。

Q20 転園しましたが、事情により前の園に戻りたいのですが？

A 転園が内定した場合には、転園後の枠に別の入所希望者が内定していますので、前の園に戻ることはできません。改めて申し込みが必要です。

Q24 現在、入所保留中です。就職しましたが、どうすればいいですか？

A 申し込み後に就労状況、世帯状況が変わった場合は、必ず届け出てください。届出がない場合は、提出済み書類での選考となります。例：就職したが、雇用証明を提出しなかった。⇒「求職中」でHランクとして選考。

Q25 第3希望まで申し込みましたが、どのように選考するのですか？また、1園だけの希望の場合、優先されるのでしょうか？

A 入所選考は園ごとに行います(空きのある園)。第3希望まで記入した場合は最大3回の選考を行います。選考の際、希望順位は考慮しませんので、第1希望の人や1園のみの希望の人が有利ということはありません。複数園で入所が可能になった場合は、最上位希望園1園を内定とします。

Q26 第3希望の園に内定しました。第1希望の園に空きが出たら転園できるのですか？

A 転園できません。複数の園を申し込んでいて、いずれかの園で内定となった場合は、他園への申込みの効力はなくなります(他区に申し込んでいる場合も同様)。内定した園以外の園を希望する場合は、改めて転園の申し込みをしていただき、翌月の選考対象となります。

Q27 申し込み順が早いほうが有利ですか？長く入所待ちしているほど優先されますか？

A申し込みの順番や入所待ちの実績は考慮しません。

■■■保育料に関すること■■■

Q28 保育料はいくらですか？

A保護者等の前年の税金の額や児童の年齢に応じて0円～62,500円(平成23年度時点)まで段階的に設定されています。横浜市子ども青少年局ホームページの保育料表を参考にしてください(P16⑤)。平成24年度版は、平成24年3月下旬に決定します。

Q29 市立と私立で保育料は違いますか？

A保育料の違いはありません。ただし、保育料以外に費用がかかる場合がありますので、事前に園に問い合わせるなどご確認ください。

Q30 3歳になった翌月から保育料は変更になりますか？

A保育料は、年度当初の年齢に応じて決まるため、年度途中での変更はありません。

Q31 きょうだいで保育園に入所すると、保育料は安くなりますか？

A入所している児童の人数によってきょうだい児減免があります。詳しくは横浜市子ども青少年局ホームページの保育料表を参考にしてください。(P16⑤)

Q32 次男・次女の場合は第2子の保育料ですか？

A認可保育園または幼稚園等に入所中の未就学児童のみが対象です。上のお子さんが小学生以上の場

選者は横浜市保育所の入所選考基準(P6～7)に基づいて行います。

合、入所している児童が次男・次女でも第1子の保育料が適用されます。

Q33 上の子が幼稚園に入っている場合、保育料は安くなりますか？

A下のお子さんが入所した場合、保育料はきょうだい児減免が適用されます。入所内定後、所定の様式で幼稚園の在園証明を提出してください。

Q34 欠席した場合、保育料は日割計算されますか？

A月途中の入退所については保育料の日割計算の対象となりますが、欠席については、日数に関わらず保育料をお返しすることはできません。

Q35 祖父母と同居しており、父母の収入が少ない場合、保育料はどうなりますか？

A父母(ひとり親世帯の場合は父または母)の月収の合計が生活保護基準に満たない場合、同居の祖父または祖母のうち、所得の高い方の課税額で保育料を決定します。

Q36 ひとり親家庭の保育料は無料ですか？

A保育料は世帯の課税額によって決定しますので、無料とは限りません。

■■■その他(短縮保育、給食など)■■■

Q37 短縮保育(慣らし保育)はいつからですか？期間はどの程度ですか？

A入所日以降です。短縮保育の期間や内容は、入所する児童の年齢や、受け入れ園によりそれぞれ異なりますので事前に確認してください。1～2週間の日程が多いようです。入所日以前に短縮保育を行うことはできません。

Q38 中学生のきょうだいに送迎をさせたいのですが？

A送迎は保護者が行ってください。

Q39 3歳以上は主食のお弁当が必要ですか？

A3歳未満児は完全給食、3歳以上児は副食給食(ごはん・パンなど主食を家庭より持参)です。3歳以上児も完全給食を実施(主食費は別途負担)している園もあります。

Q40 保育所に入所後、入所要件に変更があった場合は手続きが必要ですか？

A必要です。要件の変更があった場合は、すみやかに区福祉保健センターに連絡してください。また、お仕事が内定していた方は、3か月分の実績が出来しだい、再度、雇用証明書の提出をお願いします。

Q41 保育所の保留中に入所要件が変更になった場合は手続きが必要ですか？

A必要です。入所要件のランクが変更になる場合がありますので、区福祉保健センターに連絡し、指示に従ってください。

14 その他の保育施設について



(1) 家庭保育福祉員

仕事や病気などのために昼間子育てに専念できない保護者に代わり、横浜市によって認定された家庭保育福祉員が、福祉員の居宅等で家庭的な雰囲気の中で保育する制度です。
詳しくは、直接、福祉員にお問い合わせください。

ア 対象児童

- ①横浜市在住で、認可保育所の入所要件と同様に、月16日、1日4時間以上就労している等、保護者がお子さんを保育できない要件が必要です。
- ②生後57日以上満3歳未満の児童が対象です。

イ 保育時間

- ①平日8:30～16:30、土曜日8:30～12:30 が基本時間です。
- ②この時間を超えて預ける時間外保育（平日7:30～19:00、土曜7:30～15:30）については、区福祉保健センター又は家庭保育福祉員に御相談ください。



ウ 保育環境

- ①定員は、原則、家庭保育福祉員1人につき3人以内。認められた家庭保育福祉員は5人まで。
- ②昼食は、お弁当の持参をお願いします。

エ 保育料

前年の所得税額に応じて決められています。多子減免制度もあります。保育料は、保護者が直接家庭保育福祉員にお支払いください。（新年度保育料は、3月下旬に決定します。）

オ 申込先

区福祉保健センター又は直接家庭保育福祉員をお願いします。
※いずれの場合も区福祉保健センターへ必要書類を提出していただきます。

【家庭保育福祉員一覧】 <http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/hoikuseido/fukushiin-ichiran.html>

(2) 横浜市家庭的保育事業（NPO法人等による家庭的保育）

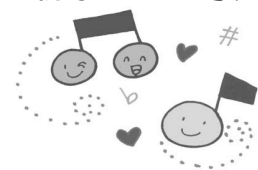
仕事や病気などのために昼間子育てに専念できない保護者に代わり、NPO法人等の横浜市が認定した事業者が、一般の住宅やマンション等の一室などを利用して家庭的な環境のなかで児童を保育する制度です。
詳しくは、各施設に直接お問い合わせください。

ア 対象児童

- ①横浜市在住で、認可保育所の入所要件と同様に、月16日、1日4時間以上就労している等、保護者がお子さんを保育できない要件が必要です。
- ②生後57日以上満3歳未満の児童が対象です。

イ 保育時間

- ①平日8:30～16:30、土曜日8:30～12:30 が基本時間です。
- ②この時間を超えて預ける時間外保育（基本時間を含めて10時間以上。各施設で異なります。）については、各施設に御相談ください。



ウ 保育環境

- ①児童定員は1施設あたり9名です。
- ②お子さん3人に1人の保育者が保育をします。
- ③希望により、給食の提供が可能です。ただし、実費の負担が必要となります。

エ 保育料

前年の所得税額に応じて決められています。多子減免制度もあります。
保育料は、保護者が直接施設にお支払いください。（新年度保育料は、3月下旬に決定します。）

オ 申込先

施設との直接契約になります。保護者の方が施設に直接お申し込みください。

NPO法人等による家庭的保育制度の情報はこちら

<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/hoikuseido/npo-kateitekihoiku.html>

(3) 横浜保育室

「横浜保育室」は、児童福祉法に定めた保育所（いわゆる認可保育所）ではありませんが、横浜市が独自に設けた基準（保育料・保育環境・保育時間など）を満たしており、市が認定し助成している認可外保育施設のことです。

ア 保育環境

- ①市内在住の3歳未満のお子さんを助成対象とした施設です。（年齢は4月1日現在）
（3歳以上児の受け入れを行っている施設もあります。）
※ 横浜保育室の卒園予定者が、認可保育所に入所申込みされた場合は、入所の選考の際に優先順位を高く（1ランクアップ）しています。
- ②3歳未満のお子さんおおむね4人に1人、保育従事者を確保しています。
- ③全施設で給食を実施しています。

イ 保育料

- ①3歳未満のお子さんは58,100円を上限に施設が独自に設定しています。
※ 世帯の所得税額の合計に応じて保育料を最大40,000円まで段階的に軽減します。
※ 横浜保育室・認可保育所・家庭保育福祉員・幼稚園等を利用するきょうだいがいる場合は、2人目の児童について3歳未満児は月額18,000円、3歳児は月額9,450円保育料が減額されます。3人目以上の児童は、月極保育料が無料になります。

【保育料軽減・きょうだい児減免後の保育料】

所得税の範囲	第1子	第2子
203,000円以上	58,100円（上限）	40,100円（上限）
90,000円以上 203,000円未満	38,100円～48,100円	20,100円～30,100円
30,000円以上 90,000円未満	28,100円～38,100円	10,100円～20,100円
1円以上 30,000円未満	18,100円～28,100円	5,100円～10,100円
0円	8,100円～18,100円	0円～5,100円



- ②消費税は非課税です。ただし、その他の実費負担等は課税の場合があります。

ウ 保育時間

- ①平日7:30～18:30、土曜日7:30～15:30が基本時間です。
- ②延長保育、休日保育を行っている施設もあります。

エ 助成対象児童

助成対象児童となるのは、横浜市在住で、認可保育所の入所要件と同様に、月16日、1日4時間以上就労している等、保護者がお子さんを保育できない場合です。

オ 申込方法

施設との直接契約になります。保育料・保育内容等をよく確認して、保護者の方が施設に直接お申し込みください。



カ その他

「一時保育」を実施している施設もあります。パート就労・病気・冠婚葬祭・その他私的理由などで一時的に保育できない場合に利用できます。

※ 制度は、平成23年度の状況です。新年度については3月下旬に決定します。

平成24年度の保育料の軽減額等については、「横浜市保育料等のあり方検討委員会」の提言等を踏まえ、現在検討中です。

横浜保育室の情報はこちらから

<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/index2.html>

<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/hoikuseido/file/ysitufutankeigen.pdf>

(4) 横浜市預かり保育事業を実施している幼稚園



● 横浜市私立幼稚園預かり保育事業とは

働きながら幼稚園に通わせたい、保育所以外にも預けられるところがないか探しているという保護者の方の要望に応え、正規の教育時間終了後も引き続き在園児を夕方まで預かる幼稚園が多くあります。

その中でも、横浜市が認定した「横浜市預かり保育幼稚園」では、午前7時30分から午後6時30分まで（土曜日は午後3時30分まで）の長時間の預かり保育を、夏休み等の長期休業期間中も含めて実施しています。

また、土曜日と、長期休業期間中の5日間を休園日とする「平日型」の預かり保育事業をモデル的に実施し、多様な保育ニーズに対応できる施策を展開しています。

詳しくは、直接施設にお問い合わせください。

● 事業内容

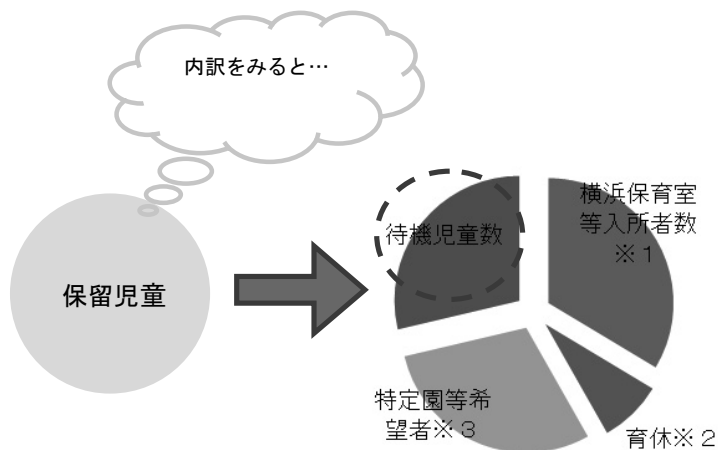
- 1 補助対象園児 本市内に住所を有する満3歳から小学校就学の始期に達するまでの保育を必要とする幼稚園在園児（主な認定基準：保護者の就労、介護、出産、災害等）
- 2 開設時間 [月～金] 午前7時30分から午後6時30分
[土] 午前7時30分から午後3時30分
※幼稚園の正規の教育時間を含む。長期休業期間中（夏休み等）を含む。
※平日型の幼稚園では、土曜日と、長期休業期間中の5日間は休園日です。

※ 横浜市私立幼稚園預かり保育事業の情報はこちらから（認定している幼稚園の一覧もあります）

<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/youji/youchien-azukari.html>

コラム 保留児童と待機児童ってどう違うの？

保育所に入所申し込みをした結果、定員超過により入所できなかった児童を「保留児童」といいます。その中から、国の指針に基づき、横浜保育室入所者等を除いた児童のことを「待機児童」といいます。



- (注1) 横浜保育室、家庭的保育事業、幼稚園預かり保育、一時保育、乳幼児一時預かり施設の利用者
- (注2) 育児休業中の家庭の児童
- (注3) 第1希望のみ申し込みの方、希望園や自宅の近くに空きがある保育所等（横浜保育室、家庭保育福祉員、NPO等を活用した横浜市家庭的保育事業）があるにも関わらず入所を希望しない児童など




「保留児童」も「待機児童」も希望した保育所に入所できていない状況は変わりません。保育所に空きが出た場合には、「保留児童」も含め、申し込みをされた方の中から入所選考を行いますので、「保留児童」の方も「待機児童」の方も入所選考の対象であることに違いはありません。

「待機児童」でも「保留児童」でも入所選考に影響がないだね！



15 認可保育所等での一般サービス

※一時保育、休日・年末年始保育、24時間型緊急一時保育、病児保育、病後児保育については、個別のリーフレットもご覧ください（実施保育所数はいずれも平成23年6月現在です）。

	内容	実施保育所	利用方法
一時保育	パート勤務、病気、冠婚葬祭その他私的な理由で、一時的に保育できないときに、利用できます。	実施園は各区役所に問い合わせてください。	直接保育所に申し込み
休日・年末年始保育	お仕事の都合などにより、日曜や祝日にご家庭で保育できないときに利用できます。なお、一時保育としての利用もできます。	矢向保育園（鶴見区） TEL 045 (583) 2525 かながわ保育園（神奈川区） TEL 080 (3489) 2031 六ツ川みどり保育園（南区） TEL 045 (713) 2161 上大岡ゆう保育園（港南区） TEL 045 (882) 2014 聖保育園（港北区） TEL 045 (543) 3695 ピッピ保育園（青葉区） TEL 045 (910) 0662 アスクセンター南保育園（都筑区） TEL 045 (948) 1016 なかまちっこ園（都筑区） TEL 045 (479) 6503 とつかルーテル保育園（戸塚区） TEL 045 (862) 3086	直接保育所に申し込み ※ただし事前の利用登録が必要です。
24時間型緊急一時保育	突発的に起きてしまう保護者等の病気、事故または急な出張などで、緊急にお子さんを預けなければならなくなった時、利用できます。	あおぞら保育園（神奈川区） TEL 045 (488) 5520 港南はるかぜ保育園（港南区） TEL 045 (849) 1877	直接保育所に申し込み
病児保育	生後6か月～小学校3年生までの病気の児童を医療機関に併設した専用の病児保育室で、看護師等の専門スタッフが病初期の段階から一時的に保育します。 	病児保育室こもれび（鶴見区） TEL 070 (5551) 8121 おおぐち病児保育室（神奈川区） TEL 045 (402) 3054 病児保育室パールーム（港南区） TEL 045 (842) 0420 病児保育室アニモ（保土ヶ谷区） TEL 045 (336) 2264 病児保育室あさひ（旭区） TEL 080 (1023) 1609 横浜病児保育室FINE（磯子区） TEL 045 (355) 0526 くりっこ病児保育室（港北区） TEL 045 (542) 6941 みどり病児保育室（緑区） TEL 045 (933) 6177 横浜市あざみ野病児保育室（青葉区） TEL 045 (909) 0510 おひさま病児保育室（都筑区） TEL 045 (595) 1233 横浜市病児保育室ソレイユ（都筑区） TEL 045 (913) 3055 病児保育室Ami（戸塚区） TEL 045 (392) 3024 戸塚共立ひかり病児保育室（戸塚区） TEL 045 (871) 1262 病児保育室亀の子ハウス（瀬谷区） TEL 045 (442) 3715	直接実施医療機関に申し込み ※ただし実施医療機関に事前の利用登録が必要です。 
病後児保育	病気の回復期にある生後6か月～小学校3年生までの児童を、専用の保育室で看護師等の専門スタッフが保育します。 	あおぞら第2保育園（神奈川区） TEL 045 (413) 1114 睦町保育園（南区） TEL 045 (710) 6230 洋光台中央福澤保育センター（磯子区） TEL 045 (831) 7173 きらら保育園（金沢区） TEL 045 (790) 3440	直接保育所に申し込み ※ただし利用を希望する保育所に、事前の利用登録が必要です。
育児相談・施設開放等（育児支援センター園など）	園庭で遊びながら子育ての疑問や悩みを相談できます。同じ子育て中の人との出会いの場でもあります。子育て中の方はどなたでも利用できます。	実施園は各区に問い合わせてください。	相談・施設開放については、原則申し込みは必要ありませんが、その他事業について、一部、申し込みが必要なこともあります。

☆横浜市立保育所の民間移管事業のご案内☆

*民間移管ってなに？

現在横浜市が運営している市立保育所を民間法人に移管し、民間の保育所とします。
これまでに、平成16年度から年に4園ずつ、計28園を社会福祉法人に移管しました。
移管後は、園長を含む職員（保育士等）は民間法人の職員に交替します。運営主体は変わりますが、児童福祉法に定める認可保育所であることは変わりません。子どもたちが安定した園生活を送ることを最優先に、市立保育所の基本的な保育内容を引き継ぎます。

市立保育所に入所を希望される方は、在園中に保育園の運営主体が横浜市から社会福祉法人等に移管されることがあります。あらかじめご了承ください。

*民間移管で何が変わるの？

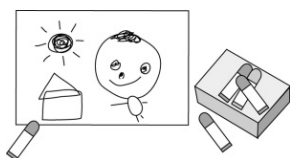
→①サービスが充実します。

《市立保育所と同じ》

- 保育料
- 基本的な保育内容
- 障害児保育

+

- 保育時間の延長（平日7時～20時）（土曜日7時～18時30分）
…長い保育時間にも対応できます。
- 3歳児以上への主食の提供（月～土曜日）
…温かく豊富なメニューの主食が提供されます。
- 土曜日の給食の提供
…土曜日でも平日と同じく給食が提供されます。
- 一時保育の実施（入所児童以外の保護者が対象）
…保護者の急な病気や冠婚葬祭の時に利用できます。
- その他
…利用者のニーズに応じて、きめ細かなサービスを実施します。



※「土曜日の給食の提供」以外のサービスは費用負担があります。
※一部のサービスについては、既に実施している市立保育所もあります。

→②園の職員が替わります。

移管後は、園長を含む職員（保育士等）は民間法人の職員に交替します。子どもたちに保育環境の変化による負担を与えないよう、移管前の1年間をかけて、保育内容や一人ひとりの特性を踏まえた関わりについて引き継いでいきます。

*これまでの民間移管事業のことを知りたいのですが？

民間移管事業のあらましをまとめた「実施基準」と、これまでの取組を検証した「検証結果報告書」を、ホームページからご覧いただけます。

*これから民間移管される園はどこですか？

平成24年4月に移管される予定の園

境木保育園(保土ヶ谷区)、千草台保育園(青葉区)、名瀬保育園(戸塚区)、宮沢保育園(瀬谷区)

平成25年4月に移管される予定の園

南日野保育園(港南区)、上永谷東保育園(港南区)、西川島保育園(旭区)、北六浦保育園(金沢区)

※上記8園のうち、境木保育園、名瀬保育園、南日野保育園、上永谷東保育園では、3歳児以上への主食提供（月～金）を既に実施しています。また、西川島保育園では、一時保育を既に実施しています。

※今後移管が決定する園については、随時ホームページ等でお知らせしてまいります。

※ホームページアドレス <http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/mineika/>

お問い合わせ：横浜市こども青少年局保育運営課保育運営担当 電話：045-671-2400

17 保育所入所申込に関するお問い合わせ先

- ① 申し込み書類の書き方・受付の日程等一般的なお問い合わせ

保育所入所手続コールセンター 平成23年11月1日(火)～平成23年12月28日(水) 午前8時から午後9時まで(土日祝日を含む) 電話：664-2607 FAX：664-2828
横浜市コールセンター(通年) 電話：664-2525 FAX：664-2828

- ② ご希望の保育所の具体的な状況・申込方法などに関するお問い合わせ
 各区福祉保健センター(市外局番は「045」です。)

区名	電話	FAX	区名	電話	FAX
鶴見	510-1839	510-1887	金沢	788-7772	788-7794
神奈川	411-7113	324-3702	港北	540-2320	540-2426
西	320-8472	290-3422	緑	930-2432	930-2435
中	224-8171	224-8159	青葉	978-2428	978-2422
南	743-8223	714-7989	都筑	948-2321	948-2309
港南	847-8458	845-9809	戸塚	866-8467	866-8473
保土ヶ谷	334-6353	333-6309	栄	894-8959	893-3083
旭	954-6173	951-4683	泉	800-2413	800-2513
磯子	750-2435	750-2540	瀬谷	367-5703	364-2346

- ③ 横浜市の保育全般に関する問い合わせ

横浜市こども青少年局保育運営課(〒231-0017 横浜市中区港町1-1)

電話：671-2427 FAX：664-5479

- ④ 用紙のダウンロードなど

<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/kosodate/nyuusyo.html>

- ⑤ 横浜市の保育料表 平成23年度版(平成24年度版は24年3月下旬に決定します。)

平成24年度の保育料等については、「横浜市保育料等のあり方検討委員会」の提言等を踏まえ、現在検討中です。)

<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/kosodate/file/23hoikuryouhyou.pdf>

- ⑥ 横浜市の福祉サービス第三者評価について

保育所選びでお悩みの方は『横浜市福祉サービス第三者評価制度』をご覧ください!!

<http://www.city.yokohama.lg.jp/me/kenkou/hyouka/>



横浜市第三者評価
イメージキャラクター
「ひょう太」



ヨコハマはびねすぽっと
YOKOHAMA

保育所などの情報は、ホームページで紹介しています。

<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/index2.html>

横浜市こども青少年局保育運営課

横浜市中区港町1-1

045-671-2427